

## 漢初高祖功臣位次考

—前漢前半期における宗廟制度の展開と高祖功臣列侯の推移—

樁身智志

はじめに

秦末の戦乱の中で挙兵した漢王劉邦は、高祖五年、垓下の戦いで西楚霸王項羽を倒し、皇帝に即位して前漢を建国した。同年、劉邦は挙兵以来ともに戦ってきた従軍者にもれなく第五級大夫以上の爵位を賜与し、翌六年十二月からは彼らのうち特に多大な功績を挙げた功臣に対する封侯を開始した。その結果、高祖末年までに列侯に封じられた功臣は百四十三名にも上ったという。

ところで、これらの功臣たちが前漢前半期の政界で果たした役割については、すでに先行研究において詳細に検討されている。すなわち、増淵竜夫氏は、前漢前半期、任侠的習俗によつて結合した功臣層が中央官を独占して政

治の中枢を担つていたが、景帝期以降、彼らは厳格な法の適用によつて頭角を現してきた酷吏層と激しく対立するようになつたと論じた。<sup>(1)</sup> また李開元氏は、楚漢戦争の功績によつて第五級大夫以上の爵位と相応の田宅を得た功臣を「軍功受益階層」という概念によつて把握した上、彼らが政治を独占した前漢初期から、新たな官僚層の出現や中央集権政策によつて政界から消滅していく景帝・武帝期までの史的展開を描き出している。これらによれば、前漢は創業以来大きな発言力を持つていた功臣層を排除することで、初めて諸侯王国の実質的郡県化に象徴されるような中央集権体制を確立し得たことになろう。

しかし、功臣層はいかにして前漢前半期において特権的な地位を保持し、またなにゆえ武帝期までにその地位を失つたのであらうか。功臣層が中央政界から消滅した経緯については、増淵氏・李氏のように景帝・武帝が新たな官吏層を登用して中央集権体制を確立させようとしたという政治史的側面からも説明できようが、一方でそれまで特権的地位にあつた功臣層の排除を可能にするような制度的変化が当該時期に発生していたことも想定すべきであろう。そのためには、そもそも功臣層が景帝・武帝期以前にどのような特権を得ていたのか、そしてその特権がいかなる要因で消滅したのかを制度史的な側面から検討する必要がある。

そこで本稿では、前漢初期の功臣列侯に与えられていた高祖功臣位次を取り上げ、その歴史的な意味を検討してみたい。高祖功臣位次とは、前漢初期に楚漢戦争や異姓諸侯王討伐などの功績によつて列侯に封じられた功臣（＝功臣列侯）の序列のことであり、『史記』・『漢書』の功臣表の各欄には第一位から第百三十七位までの位次が記されている。ただし、『史記』・『漢書』の注釈や清朝考証学者の論説などを見ても、それらが功臣列侯にどのような特

権を付与するものであったのかという点についてはほとんど触れられていない<sup>(3)</sup>。しかし、兩漢四百年の間に功臣列侯以外の列侯に同様の位次が一度として与えられていなかることから推せば、高祖功臣位次が功臣列侯に何らかの特権を付与していた可能性は高いのではないか。高祖功臣位次の歴史的意味とその変化を検討していくことで、功臣層の特權的地位が何によって保障され、それがいかなる理由によって消滅していくのかという先述した問題にも先行研究とは異なる見方を提示することができるであろう。

本稿では、以上のような問題意識の下、高祖功臣位次の歴史的意味とその変化を検討し、それを通じて前漢前半期の史的展開を制度史的な側面から再検討していくこととしたいたい。

## 一、高祖功臣位次の制定

高祖功臣位次の制定の経緯については、次の『漢書』卷一六高惠高后文功臣表の序文に包括的に示されている。<sup>(4)</sup>

初め沛公を以て雄俊を總帥し、三年して然る後に西のかた秦を滅ぼし、漢王の號を立て、五年にして東のかた項羽に克ち、皇帝の位に即き、八載にして天下乃ち平らぎ、始めて功を論じて封を定む。十二年に訖り、侯たる者百四十有三人。……（中略）……封爵之誓に曰く、「黄河をして帶の如く、泰山をして厲の若からしむるも、國は以て永に存し、爰すなわち苗裔に及ばしめん」と。是に於いて申するに丹書之信を以てし、重んずるに白馬之盟を以てし、又十八侯之位次を作る。高后二年、復た丞相陳平に詔して盡く列侯の功を差せしめ、下を錄弟して竟わるに、諸を宗廟に臧し、副は有司に在らしむ。

ここには（1）高祖劉邦が皇帝に即位して前漢を建国した後、功臣百四十三名を列侯に封じて彼らと「封爵之誓」・「白馬之盟」を取り結ぶとともに「十八侯之位次」を定めたこと、（2）呂后二年に丞相陳平が「十八侯」以外の功臣列侯の位次を定め、その記録を宗廟に納めたことが記されている。先述したように、位次の具体的な内容については『史記』・『漢書』の功臣表の各欄に記されており、それらを補訂して整理すると【表1】（本稿末尾）のようになる。これによると、位次は呂后二年以前に封侯された功臣列侯にのみ与えられており、この点は呂后二年までにすべての功臣列侯の位次が定められたとする高惠高后文功臣表の記述と合致する。<sup>(5)</sup>しかし、ここで問題となるのは、高祖期に定められた「十八侯之位次」と、呂后二年に定められた最終的な位次との関係について、梁玉繩が次のように述べていることである。すなわち、列侯表より位次の内容を復元すると、趙王から宣平侯に貶された張敖が第三位になつていたり、前漢建国に多大な貢献を果たした張良・陳平がそれぞれ第六十二位・第四十七位とかなり低く位置づけられているなど、不可解な点が少なくない。したがつて、列侯表に記された位次は呂后二年に呂后の意によつて全面的に決め直されたものである、<sup>(6)</sup>と。この梁玉繩の指摘が正しいとすると、高祖功臣位次はすべて呂后的意見によつて定められたもので、その歴史的な意味を検討していくにあたつては功臣列侯と呂后との関係に特に注目する必要があることになるが、果たしてそうであろうか。

そこで、位次決定にあたつて何が重視されていたのかを次の『史記』卷五三蕭相国世家より探つてみよう。<sup>(7)</sup>

列侯、畢く已に封を受け、位次を奏するに及び、皆な曰く、「平陽侯曹參、身ずから七十創を被り、城を攻めて地を略し、功、最も多ければ、宜しく第一とすべし」と。上、已に功臣を擧げ、多く蕭何を封すれば、位次

に至りては未だ以て復た之を難ずること有らず、然れども心に何を第一とせんと欲す。關内侯鄂君、進みて曰く、「…（中略）…蕭何は第一、曹參は之に次がん」と。高祖曰く、「善し」と。是に於いて乃ち蕭何をして第一とせしめ、帶劍履上殿・入朝不趨を賜う。

ここでは功臣たちが曹參を第一位にすべきと述べたのに対し、鄒千秋が蕭何を第一位、曹參を第二位にすべきと提言し、その意見が劉邦に納れられた経緯が示されている。この前段には、劉邦が真っ先に蕭何を封侯したのに対し、功臣たちが彼に軍功のないことを理由に不満を漏らした経緯が記されているが、<sup>(8)</sup>ここからは封侯・位次決定にあたつて軍功が最も重視されていたことを読み取ることができよう。そして、梁玉繩が問題とした張良・陳平も、さまざまな提言を行つて前漢建国に貢献したにせよ、一度として戦闘に加わった経歴がないのである。すると、彼らが「十八侯」に加わつていなかと言つて、それを疑問視するわけにはいかない。<sup>(9)</sup>もつとも、そのように考えると楚漢戦争に従軍すらしていらない宣平侯張敖が問題となるが、彼に関するは反秦戦争で活躍した張耳の子であることが特に重視されたのではないか。いずれにせよ、現代の視点から位次の信憑性を疑つたところで、それを検証するための史料が絶対的に不足している以上、われわれとしては史料上の位次をそのまま真実として受け入れた上で、別の観点からその歴史的意味を探つていくより他にないであろう。

では、位次決定に際して呂后の意志が介入した可能性についてはどうであろうか。この点については、『史記』

### 卷一九 惠景間侯者年表・渝侯呂它欄に、<sup>(10)</sup>

連敷を以て高祖に從いて秦を破り、漢に入り、都尉を以て諸侯を定む。功、朝陽侯に比す。嬰死し、子の它、

功を襲い、太中大夫を用て侯たり。

とあるのが参考になる。呂它は呂后八年に「呂氏の事に坐」して国除されているので呂氏一族であつたことが分か  
るが、その父・呂嬰は楚漢戦争に従軍して朝陽侯華奇に「比」する功績を挙げたとされている。張錫瑜が指摘する  
ように、功臣表に「功、○○に比す」とある場合、その人物には必ず「比」された人物と近接した位次が与えられ  
ていた。<sup>(1)</sup>つまり、呂嬰には本来ならば第六十九位朝陽侯華奇に「比」する第七十位の位次が与えられるはずである。  
ところが、実際には彼は位次確定以後の呂后四年に封侯されたために位次が与えられていない。位次の確定に呂后  
の意志が介入していたのであれば、呂氏一族にして楚漢戦争に従軍した呂嬰の子たる呂它には位次が与えられて然  
るべきであろう。この事例からして、呂后によつて位次が決め直されたとは考えられない。

それでは、高祖劉邦に従軍した功臣列侯の位次が、劉邦の崩御より九年後の呂后二年になつてようやく定められ  
ていることの意味をいかに理解すべきであろうか。そこで注目されるのが次の『史記』卷五五留侯世家である。<sup>(2)</sup>

上、已に大功臣二十餘人を封ずるも、其の餘は日夜功を争いて決せざれば、未だ封を行うを得ず。

ここでは大功臣二十数名の封侯が完了した後、残りの功臣が自身の功績を誇つて互いに争つたことが示されている。  
これによると、高祖六年に功臣の封侯が開始された後、「大功臣二十餘人」の封侯は比較的スムーズに進んだが、  
それ以外の功臣の封侯にはかなりの時間を要したことである。そこで【表一】（本稿末尾）より功臣の封侯がいつ  
ごろまで行われていたかを調べると、呂后期に至つてようやく封侯された者もいたことが分かる。これに対し、第  
一位（第十八位の功臣列侯は高祖九年までに全員封侯されている。すると、「十八侯」とそれ以外の功臣列侯との

関係は以下のように理解できるのではないか。すなわち、高祖六年以降、「大功臣二十餘人」の封侯は比較的スムーズに進められた。これは彼らの功績を高く評価することに他の功臣から異論が出なかつたためであろう。しかし、それ以外の功臣の封侯が難航したため、劉邦はひとまず先に封侯された二十数名のうち、特に高い功績を挙げた十八名の位次を定めた。そして、功臣の封侯が完了した呂后二年、呂后は劉邦の遺志を引き継いで残りの功臣列侯の位次を確定した、と。つまり、位次の最終的な決定が呂后二年にまでずれ込んだのは、「十八侯」以外の功臣の封侯が難航したことによると考えられるのである。以上の検討によるならば、現時点で確認し得る第一位（第百三十位）の位次はいずれも高祖劉邦に従軍した功臣列侯の序列であり、その歴史的意味を検討していく上では高祖劉邦と功臣列侯との関係に注目することになる。

ただし、功臣表を仔細に見ると、射陽侯項纏（高祖六年～惠帝三年）や棘丘侯襄（高祖六年～呂后元年）・江邑侯趙堯（高祖十一年～呂后元年）などのように、楚漢戦争や異姓諸侯王討伐の功績によつて封侯されても呂后二年以前に国除された者にはことごとく位次が与えられていない。<sup>(13)</sup>このことは、高祖功臣位次が功臣の功績を評価するためだけではなく、列侯の爵位と侯国を呂后期以降に引き継ぎ得る者に何らかの特権を付与するために設けられたものでもあったことを示していよう。すると、高祖功臣位次の歴史的意味を探るためには、位次を有する功臣列侯（＝高祖功臣列侯）が呂后期以降にどのような待遇を受けていたのかを検討する必要がある。

## 一、高祖功臣列侯の紹封と宗廟祭祀——「封爵之誓」と酎祭——

【表1】（本稿末尾）を仔細に見ると、高祖功臣列侯は武帝末年までに蕭何の子孫を除いてすべて国除に追い込まれていることが分かる。<sup>(14)</sup> その理由は各人各様であるが、一方で呂后以後の皇帝は国除となつた功臣の子孫をたびたび封侯し直している。一例を挙げれば、『史記』卷五七絳侯周勃世家に、

絳侯、復た國に就く。孝文帝十一年卒するに、謚して武侯と爲す。子の勝之、侯を代わる。六歳、公主に尙するも、相中せず。人を殺すに坐し、國除かる。絶ゆること一歳、文帝、乃ち絳侯勃の子の賢なる者の河内守亞夫を擇び、封じて條侯と爲し、絳侯の後を續けしむ。

とあり、ここでは第四位の絳侯周勃の子・周勝之が罪を犯して国除となつた後、文帝が自ら周勃の子の中から周亞夫を選び出し、條侯に封じている。牧野翼氏によれば、国除となつた列侯の侯国を復活させる措置（＝紹封）は皇帝の恩典として特別に行われていたというが、<sup>(15)</sup> 列侯表を一覧すると、高祖功臣列侯の子孫が紹封されている事例が極めて多いことに気づく（表2 本稿末尾）。しかも、その中には第九十八位の深沢侯趙將夕の家系のように、二度も国除されながらそのつど紹封されているような事例もある。<sup>(16)</sup> こうした事例からすれば、呂后以後の皇帝が何らかの意図の下、功臣列侯を紹封によつて維持しようとしていたと考えざるを得ないであろう。高祖功臣列侯に対するこうした処遇が彼らの持つ高祖功臣位次とどのように関わるのかを検討していく必要がある。

そこで今一度、高惠高后文功臣表の序文に注目すると、そこには高祖功臣位次制定の経緯とともに功臣列侯の侯

国を永遠に引き継ぐとする「封爵之誓」の誓文が記されていた。そして、これと同内容の文言は、例えば『史記』卷五六陳丞相世家に、<sup>(18)</sup>

是に於いて平と符を割き、世世絶ゆる勿しとし、戸牖侯と爲す。

とあるように世家・列伝にも散見する。<sup>(19)</sup>そこに見える「符を割き」、「世世絶ゆる勿し」とは、封侯にあたって功臣が朱文の鉄券を割つて劉邦と「封爵之誓」を交わしたことを示す記述と解されるが、そうなると功臣の封侯と高祖功臣位次の制定は「封爵之誓」と密接に関わっていたことになろう。しかも、同様の文言は呂后二年の位次確定の際に下された詔文の中にも見える。すなわち、『漢書』卷三高后紀・二年条に、<sup>(21)</sup>

二年春、詔して曰く、「…（中略）…今、列侯の功を差次して以て朝位を定め、高廟に臧せんと欲す。世世絶ゆる勿く、嗣子には各々其の功位を襲わしめん。其れ列侯と議して定めて之を奏せよ」と。丞相臣平言う、「…（中略）…列侯、幸いに餐を賜りて呂を奉ずるを得。陛下、惠を加え、功次を以て朝位を定めんとす。臣、請うらしくは高廟に臧せんことを」と。奏して「可なり」と。

とあり、ここで呂后は功臣の位次を「世世絶ゆる勿」きようにするることを明言している。もつとも、右の詔文は「功位」（＝高祖功臣位次）を功臣の子孫に引き継がせることを述べたものがあるので、功臣の侯国を存続させるべきことを述べた「封爵之誓」と厳密には同義ではない。しかし、前節末尾で述べたように、高祖功臣位次は呂后二年当時に列侯爵を保持している者にのみ与えられていた。それゆえ、右の「世世絶ゆる勿く…」も高祖功臣位次のみならず功臣の侯国を存続させていくとする呂後の意思を表明したものと解されよう。すると、それは実質的には

劉邦と功臣との間で交わされた「封爵之誓」が、今度は呂后と功臣との間で再確認されたことを意味することになる。翻つて、【表2】（本稿末尾）より明らかのように、呂后以後の皇帝は国除となつた位次所有者（＝高祖功臣列侯）をたびたび紹封によつて復活させていたが、そのような姿勢は「封爵之誓」の内容と通底する。つまり、これらを総合すると、当初、劉邦と功臣との間で交わされた「封爵之誓」は呂后二年における位次確定の際に再確認され、そこで呂后は高祖功臣列侯の侯国を存続させていくことを宣言したが、呂后以後の皇帝はそうした呂後の遺志を受け継いで国除された高祖功臣列侯を紹封していたと考えられるのである。高祖功臣位次とは、まさしく高祖功臣列侯の侯国を維持していこうとする劉邦・呂后的保障であつたと言えよう。

ただし、高祖功臣列侯が「封爵之誓」と高祖功臣位次によつてたびたび紹封されていたとしても、呂后以後の皇帝と高祖功臣列侯がいかなる場においてそれらを再確認していたのかが次に問題となる。そこでまず注目すべきは、高惠高后文功臣表の序文や高后紀に明らかかなように、「封爵之誓」が朱書された鉄券と高祖功臣位次の記録が「高廟」、すなわち高祖廟に納められていたことである。周知の通り、宗廟とは崩御した皇帝を祭る廟のことで、元帝期に天子七廟制をめぐる議論が行われるまでは皇帝の陵旁にそれぞれ設けられていた。<sup>(22)</sup>元帝期以前、京師の宗廟では一年間に二十五種類もの祖先祭祀が行われていたが<sup>(23)</sup>、その中で高祖功臣列侯と最も深く関係すると考えられるのが毎年八月に行われた酌祭である。『史記』卷一〇孝文本紀に、

孝景皇帝元年十月、御史に制詔すらく、「蓋し聞くならく、古は祖に功有りて宗に徳有らば、禮樂を制するに各々由有り。歌を聞くは、徳を發する所以なり。舞とは、功を明らかにする所以なり。高廟の酌には、武德・

文始・五行の舞を奏す。孝惠廟の酌には、文始・五行の舞を奏す。…（下略）…

とあり、ここでは高祖廟と惠帝廟の酌祭で「武德」・「文始」・「五行」などの歌舞が演奏されていたことが示されている。これによれば、酌祭とは各々の宗廟において皇帝の業績に見合った歌舞を演奏することでその功徳を顕彰するために行われる祭祀であつたと考えられよう。中でも高祖廟では、秦末の戦乱から身を起こし、楚漢抗争期を戦い抜いて前漢を建国した高祖劉邦の功績が称えられたのであろうが、そのような中では彼に従軍した功臣の事績も顕彰されたはずである。しかも、高祖廟には功臣たちが高祖劉邦と交わした「封爵之誓」の鉄券と高祖功臣位次の記録が所蔵されているのである。となれば、毎年、高祖廟で行われる酌祭では皇帝以下功臣列侯を含む百官が勢揃いし、高祖劉邦と高祖功臣列侯の功績が称えられるとともに、「封爵之誓」と高祖功臣位次の内容も再確認されたのではなかろうか。<sup>(25)</sup>すると、皇帝にとって高祖功臣列侯を国除に追い込むことは「封爵之誓」に対する背反につながることになる。それゆえ、呂后以後の皇帝は国除された高祖功臣列侯の子孫を紹封してその侯国を存続させざるを得なかつたのではなかつたか。「封爵之誓」と高祖功臣位次によって劉邦と結ばれた功臣列侯は、呂后期以降においてもいわば高祖廟によつて保護された特別な列侯としてその命脈を保つていつたのである。

しかし、かくも特別な存在であつた高祖功臣列侯は武帝末年までにことごとく国除される。武帝期以降には彼らの子孫に対する紹封もほとんど行われなくなつてしまふ。その背景には、「封爵之誓」と高祖功臣位次を再確認する場であつた宗廟祭祀の変化が伏在していたと推測できよう。では、その変化とはいがなるものであつたのであるか。

### 三、高祖功臣列侯の消滅——宗廟制度改革と列侯の性質変化——

前引『史記』卷一〇孝文本紀は文帝崩後の景帝元年、文帝廟を尊んで太宗廟とするよう景帝が制詔を下した際の記述であるが、その後段では景帝の制詔に対して丞相申屠嘉らが次のように提言している。<sup>(26)</sup>

丞相臣嘉等言う、「……（中略）：臣謹んで議す。世の功、高皇帝より大なるは莫く、徳、孝文皇帝より盛んなるは莫くんば、高皇廟は宜しく帝者の太祖の廟と爲すべく、孝文皇帝廟は宜しく帝者の太宗の廟と爲すべし。天子は宜しく世世祖宗の廟に獻ずべし。郡國諸侯は宜しく各々孝文皇帝が爲に太宗の廟を立つべし。諸侯王・列侯の使者をして天子に侍祠し、歳ごとに祖宗の廟に獻ぜしめん。請うらくは之を竹帛に著し、天下に宣布せんことを」と。制して曰く、「可なり」と。

ここで申屠嘉らが行つた提言の内容は以下の二点に集約される。すなわち、（1）文帝廟を太宗廟として京師・郡国双方に設置すること、（2）諸侯王・列侯に「侍祠」、ii 太祖廟・太宗廟への獻納を義務づけること、である。このうち列侯と直接関係する（2）に注目すると、まず i については、『漢書』卷七四丙吉伝に、<sup>(27)</sup>

始め顯、少くして諸曹と爲り、嘗て高廟に從祠するに、夕牲の日に至り、乃ち出て齋衣を取らしむ。丞相嘉、大いに怒り、其の夫人に謂いて曰く、「宗廟至重なるも、而して顯、敬慎ならざれば、吾が爵を亡う者は必ず顯ならん」と。

とある、宣帝期の丞相博陽侯丙吉の子・丙顯が高祖廟に「從祠」した際の記述が注目される。丙顯は「夕牲の日」

に「齋衣」を取りに高祖廟の外に出て父・丙吉の怒りを買つてゐるが、「夕牲の日」とは宗廟に備える犠牲を点検する祭祀の前日のことを指し、「齋衣」とは祭祀の前の「齋」<sup>(28)</sup>で着用する祭服を意味する。<sup>(29)</sup>つまり、丙吉が激怒したのは、丙顯が祭祀の準備を怠つた上に祭祀の前日であるにも関わらず祭服を着用していなかつたためであると言える。すると、孝文本紀に見える「侍祠」とは、宗廟祭祀の運営に携わることと解されよう。

また、iiについては酎金との関係が想起される。『続漢書』礼儀志上・劉昭注引三国呉・丁孚『漢儀』<sup>(30)</sup>に、酎金律とは、文帝の加うる所なり。正月旦を以て酒を作り、八月に成り、酎酒と名づく。因りて諸侯をして祭を助けて金を貢ぜしむ。

とあるように、酎金とは酎祭であるまわれる「酎酒」の費用となる黄金のことと、諸侯王・列侯が負担するものとされている。ここで丁孚は文帝期に酎金律が制定されたとしているが、当該時期にそれらしい制度が定められたとする記述は見えない。酎金が宗廟祭祀の一つである酎祭を援助するために諸侯王・列侯が供出するものであつたことから推せば、それはまさしく太祖廟・太宗廟への献納という名目に合致しよう。つまり、酎金律が文帝期に制定されたとする丁孚の説は誤りで、それは正確には申屠嘉らの提言がなされた景帝元年と考えるべきではないか。以上の検討に大過ないとすれば、景帝元年、申屠嘉らの提言により、諸侯王・列侯にはi宗廟祭祀の運営(=「侍祠」)、ii宗廟祭祀の費用供出(=「酎金」)という二つの義務が課されるようになつたと言えよう。

では、こうした宗廟制度改革はいかなる意図の下で行わたのであろうか。そこで、まずは文帝廟が太宗廟として尊ばれ、京師・郡国双方に設置されたことの意味について考えてみよう。景帝元年当時の宗廟の設置状況につい

て概括すると、京師には太上皇廟・高祖廟・惠帝廟・顧成廟（＝文帝廟）、郡国には太上皇廟・高祖廟がそれぞれ存在していたことになる。<sup>(32)</sup>宗廟は原則として皇帝が父たる先帝の皇帝位を継承したことを明示するために建立されたいたが、右に列挙した宗廟のうち、文帝が生前に自ら建てた顧成廟のみが唯一そうした宗廟の基本的な性質に合致していない。それは、文帝が呂氏の乱後に代國から招かれて即位した皇帝であつたためであろう。鷺尾祐子氏が分析するように、文帝は名目上、高祖劉邦の後嗣として即位したのであるが、当時、同じく劉邦の後嗣たり得る資格を持つた諸侯王が多数存在しており、それゆえに文帝の皇帝としての正統性は極めて揺らぎ易い状態にあつた。<sup>(33)</sup>そのため、文帝は自ら顧成廟を立て、さらにその子の景帝は顧成廟を高祖廟と並ぶ太宗廟として京師のみならず郡国にも設置することで、「（太上皇）—高祖—文帝」という皇帝位の系譜を全国に示す必要があつたのである。

ただし、文帝・景帝の皇帝としての正統性を確立することは、高祖功臣列侯にとつても必要な措置であつたと考えられる。事実、宗廟制度改革を提言した丞相申屠嘉は高祖功臣位次こそ有していなかつたが、楚漢戦争に従軍した功臣として文帝後二年に丞相に選任された人物であり、<sup>(34)</sup>高祖功臣列侯と利害を同じくする立場にあつた。では、宗廟制度改革は高祖功臣列侯にとってどのような意味を持つものであつたのであろうか。前節までの検討を踏まえれば、それは以下のように説明できよう。すなわち、高祖功臣列侯は「封爵之誓」・高祖功臣位次によつてその特權的地位を保障された存在であつたが、その保障に実効性を持たせるためには、毎年高祖廟で行われる酌祭で皇帝と「封爵之誓」・高祖功臣位次の内容を不斷に再確認し続ける必要があつた。しかし、傍系から即位した文帝、およびその子である景帝との間に劉邦と同様の関係を構築・維持していくためには、何より文帝が高祖劉邦の後嗣た

る正統な皇帝として公認される必要がある。そこで、申屠嘉らは太宗廟を郡国に設置し、さらには自ら宗廟祭祀の運営・費用供出を願い出ることで、景帝に引き続き高祖功臣列侯の地位を保障させようとしたのではないか。【表2】（本稿末尾）によると、景帝は盛んに高祖功臣列侯を紹封していたことが分かるが、これによれば、宗廟制度改革によって「封爵之誓」・高祖功臣位次は景帝期に至つても高祖功臣列侯の特権的地位を支えていたと考えられる。

ただし、その一方ですべての列侯は宗廟祭祀の運営に関与してその費用を供出（＝助祭）する義務を負うこととなつた。これにより、高祖功臣列侯は助祭の過程で不備を犯すと、宗廟に「敬慎」ではない列侯として国除されるリスクを背負うことになる。例えば、『漢書』卷一六高惠高后文功臣表・武陽侯蕭嘉欄に、

（景帝）中二年、侯（蕭）勝嗣ぎ、二十一年、（武帝元朔二年）齋せざるに坐し、耐して隸臣と爲る。

とあるように、第一位の蕭何の子孫ですら祭祀の前の「<sup>もひみ</sup>齋」に参加しなかつたという理由で国除どころか労役刑まで科されている。彼らにとって宗廟祭祀を助祭することは自らの特権を保持するための重要な義務であつたに相違ないが、それゆえにこそそこで犯した不備に対しても厳罰を甘受せざるを得なかつたのではないか。前引丙吉伝では助祭の過程で不備を犯した丙顯に対しても丙吉が「敬慎ならず」と激怒していたが、こうした丙吉の過敏な反応は上記のことき宗廟と列侯の関係を明示していると言えよう。

また、『宋書』卷三〇百官志・太常条に<sup>(37)</sup>、

前漢、常に列侯の忠孝敬慎なる者を以て之に居らしむるも、後漢、必ずしも列侯たらざるなり。

とあるように、前漢において宗廟祭祀を管掌していた奉常（景帝中六年以降は太常）の就任者は基本的に列侯から選任されていたという。そこで、『漢書』卷一九百官公卿表下より奉常・太常就任者を調査してみると、この官に列侯が選任されるようになるのは景帝期以降であつたことが分かる。<sup>(38)</sup> このことは景帝元年に列侯に宗廟祭祀を助祭する義務が課されるようになつたことと密接に関係しよう。宗廟制度改革により、高祖功臣列侯を含むすべての列侯には宗廟祭祀に全面的な責任を負う、いわば宗廟の守護者たる役割が付与されるに至つたのである。

そして、列侯にこうした新たな役割が付与されたことにより、功績ある者のみを列侯に封じるべきとする高祖期以来の封侯の原則も変化したのではないか。『史記』卷五七絳侯周勃世家附周亞夫世家に、

竇太后曰く、「皇后の兄王信、侯たるべきなり」と。…（中略）…丞相、之を議するに、亞夫曰く、「高皇帝の約に「劉氏に非ずんば王たるを得ず、功有るに非ずんば侯たるを得ず。約の如くせざるものは、天下共に之を擊て」と。今信、皇后の兄と雖も、功無し。之を侯とするは、約に非ざるなり」と。景帝默然として止む。…（中略）…條侯、果たして餓死す。死後、景帝乃ち王信を封じて蓋侯と爲す。

とあり、ここでは景帝が外戚王信を封侯しようとしたのに対し、周亞夫が「高皇帝の約」の遵守を主張して反対し、景帝も一度は断念するが、結局、周亞夫の死後に封侯している。「高皇帝の約」とはいわゆる「白馬之盟」のことであるが、それは劉邦以後の歴代の皇帝にとって「封爵之誓」・高祖功臣位次と同等の重みを持つ封侯の原則であつたはずであるが、景帝はあえてそれを無視して王信を封侯したことになる。その後には列侯に宗廟の守護者たる役割が付与された宗廟制度改革が伏在していたのではないか。つまり、文帝期までは列侯と言えば多大な功績を挙げた

者にのみ与えられる爵位であったが、景帝元年に宗廟制度改革が行わされた結果、景帝は宗廟祭祀を助祭して宗廟に「敬慎」な者であれば、軍功がなくとも封侯され得るといった認識を持つに至ったのではないか。宗廟制度改革は「白馬之盟」の実効性を失わせ、功臣列侯以外の列侯が出現する契機を作り出したと考えられるであろう。

とは言え、こうした措置は必ずしも高祖功臣列侯を排除するために行われたわけではない。景帝は周亞夫を失脚に追い込み、「白馬之盟」に反して外戚王信を列侯に封じたが、その一方で多くの高祖功臣列侯の子孫を紹封しており、その中には景帝自身が失脚させた周亞夫の子孫も含まれているのである。それならば、なにゆえ高祖功臣列侯は武帝末年までにことごとく国除されたのであろうか。そこで注目されるのが武帝元鼎五年に断行された酎金律による列侯の大量国除である。『史記』卷三〇平準書に、

齊相卜式、上書して曰く、「臣聞くならく、主の憂いは臣の辱なりと。南越反すれば、臣、願わくは父子と齊の船に習する者と往きて之に死せん」と。天子、詔を下して曰く、「…（中略）…爵關内侯、金六十斤、田十頃を賜わん」と。天下に布告するも、天下に應ずるもの莫し。列侯、百を以て數うるも、皆な軍に従いて羌・越を撃たんと求める事莫し。酌に至り、少府、金を省み、而して列侯の酎金に坐して侯を失う者百餘人。

とあるように、武帝は南越の反乱鎮圧に従軍することを願い出た卜式の言を受け、列侯にも従軍を呼びかけたが、一人として応じる者がなかつたために、奉納する酎金の量や質が規定に達していないという理由で多くの列侯を国除している。鎌田重雄氏は、元朔二年の推恩の令によつて大量に生み出された王子侯を国除して諸侯王国の領土を削減するために、こうした措置が採られたと解している<sup>(41)</sup>。しかし、このときに国除された列侯の内訳を調査してみ

列侯類型	国除数	%
高祖功臣列侯	20	21%
呂后期以降の功臣列侯	9	10%
非漢人列侯	2	2%
王子侯	63	67%
計	94	100%

【表3】武帝元鼎5年酎金律によって国除された列侯

ると、王子侯がそのうちの六割を占めているものの、高祖功臣列侯は二割を占め、さらにそれ以外の列侯も含まれている（表3）。すると、武帝は直接的には南越の反乱討伐に従軍しようとしなかつた列侯を大量に国除したが、結果としてその中に王子侯や高祖功臣列侯が多く含まれていたに過ぎなかつたと考えるのが穩當であろう。ただし問題は、この大量国除が断行された元鼎五年以降、高祖功臣列侯に対する紹封がまったく行われなくなることである。その結果、高祖功臣列侯は武帝後元二年までに蕭何の子孫を除いて完全に消滅することになるが、そこには武帝のいかなる意図が込められていたのであろうか。

そこでまず注意しなければならないのは、武帝が南越の反乱鎮圧に従軍しようとしたい列侯を酎金律によって国除する一方、自ら従軍を願い出たト式には関内侯の爵位と黄金・田を賜与して報奨していることである。先に検討したように、酎金とは列侯が宗廟祭祀の費用を供出するため納める黄金のことであるが、当時の列侯がその不備を理由に大量に国除されたということは、武帝が南越討伐に従軍しない彼らの態度を宗廟に「敬慎」ではないと見なしたことを示していよう。一方、武帝は自ら従軍を願い出たト式を報奨し、さらに元鼎五年以前に匈奴討伐で功績を挙げた衛青・霍去病を始めとする多くの軍吏を封侯しているが、これは匈奴・南越討伐に従軍して功績を挙げることが宗廟に「敬慎」な臣下のあるべき姿として認識されていたことを意味するのではないか。つまり、武帝は自身に従軍するか否かによって臣下が宗廟に「敬慎」であるか否かを判断し、それによつ

て封侯・国除を行っていたと考えられるのである。すると、たとえ高祖功臣列侯が高祖廟に保護された特別な列侯であったとしても、南越討伐に従軍しないとなれば、武帝の目には彼らが宗廟に不敬をはたらく国除すべき列侯として映ったに相違ない。このように、元鼎五年に断行された酎金律による列侯の大量国除は高祖功臣列侯が武帝末年までにことごとく消滅する重要な契機になつたと考えられるが、武帝がそのような措置を採ることができた背景には、列侯に宗廟祭祀の助祭が義務づけられた景帝元年の宗廟制度改革が伏在していたと言えるであろう。

では、こうした高祖功臣列侯の消滅の経緯より、前漢前半期における皇帝と列侯との関係の変化をいかに理解し得るであろうか。前節までで検討したように、高祖功臣列侯は高祖廟に納められた「封爵之誓」・高祖功臣位次によつてその特権的地位を維持していた。また、高祖期以降、「白馬之盟」によつて高祖功臣列侯と同等の功績を挙げた者のみが列侯に封じられていた。つまり、前漢初期の列侯の特権的地位は高祖劉邦の権威の下に保持されていたと言える。ところが、初めて旁系から即位した文帝の子たる景帝は、文帝の立てた顧成廟を高祖廟と同等の太宗廟として尊ぶことで、自らの皇帝位の正統性を確立する必要に迫られることとなる。それに伴い、高祖功臣列侯も自らの特権を保持していくためには、宗廟祭祀を助祭して高祖廟のみならず太宗廟にも「敬慎」な姿勢を示さなければならなくなつた。これにより、それまで高祖功臣列侯に対する国除、および軍功なき者の封侯を強く制限されていった皇帝は、宗廟に「敬慎」であるか否かを基準に列侯という爵位をいわば恣意的に運用し得るようになり、列侯は高祖廟のみならずすべての宗廟祭祀を助祭して皇帝に「敬慎」な姿勢を示さなければ自らの特権を維持し得なくなつたのである。

ただし、こうした施策は必ずしも高祖功臣列侯を排除するために行われたわけではない。それは景帝が引き続き高祖功臣列侯に対する紹封を頻繁に行っていたこと、また武帝が酎金律を高祖功臣列侯のみならず南越討伐に従軍しなかつたすべての列侯に適用していたことからも明らかである。景帝元年の宗廟制度改革はあくまで旁系から即位した文帝の皇帝位の正統性を確立するために行われたのであり、列侯助祭は高祖功臣列侯が宗廟制度の変化に対応するため自ら提言した、いわば保身のための策である。彼らが武帝末年に消滅したのは、自らの特権に安住して宗廟に「敬慎」な姿勢を示すことを怠ったためであるに過ぎない。とは言え、景帝が宗廟制度改革によってすべての列侯を助祭というさらなる「奉仕」に驅り立て、武帝がそれを利用して自身の意に従わない列侯を国除していくことも確かである。言うなれば、景帝・武帝期においては、それまで功臣層が楚漢戦争や異姓諸侯王の反乱鎮圧で挙げた功績によって保持していた既得権が否定され、すべての列侯をさらなる「奉仕」に驅り立てる体制が確立されたのである。高祖功臣列侯の消滅とは、前漢前半期における上記のごとき皇帝と列侯との関係の変化を示していると言えよう。

### おわりに

以上、本稿では高祖功臣位次の歴史的意味と高祖功臣列侯の推移を検討し、それを通じて前漢前半期における宗廟・皇帝と列侯との関係、およびその変化について論じた。その大略は以下の通りである。

①前漢初期、楚漢戦争や異姓諸侯王の反乱鎮圧で功績を挙げて封侯された功臣は、呂后二年までに各々の功績に

応じた位次を与えられて序列化された。

②高祖功臣位次には、高祖功臣列侯の侯国を子子孫孫まで継続させていこうとする劉邦・呂後の遺志が込められていた。呂后以後の皇帝は、毎年八月に行われる酎祭で高祖廟に納められた高祖功臣位次の記録を「封爵之誓」の内容とともに再確認し、国除された高祖功臣列侯を紹封によって復活させることで、劉邦・呂後の遺志を実現しようとした。

③ところが、景帝元年、顧成廟が高祖廟と同等の太宗廟として尊ばれると、すべての列侯に高祖廟以下すべての宗廟祭祀を助祭（＝侍祀・酌金奉納）する義務が課されるようになった。これにより、皇帝は宗廟に「敬慎」であるか否かを基準に列侯という爵位を恣意的に運用し得るようになり、列侯は高祖功臣列侯であるか否かに関わらず宗廟に「敬慎」なる姿勢を示し続けなければ自らの地位を保持し得なくなつた。そうした中、高祖功臣列侯は武帝期の南越の反乱鎮圧に従軍しようとしなかつたことを「敬慎」ではないと判断されて国除されたのを主たる契機に、武帝末年までにことごとく国除された。

④こうした高祖功臣列侯の消滅の経緯は、景帝・武帝期にそれまで功臣層が保持していた既得権が否定され、すべての列侯を皇帝への「奉仕」に駆り立てる体制が確立されたことを示している。

先述したように先行研究では、景帝・武帝が酷吏などの新たな官吏層を積極的に登用して中央集権政策を推進していく中、功臣層が中央政界から消滅するまでの経緯が主に政治史的な観点から論じられてきた。確かに、功臣層が消滅した背景に中央集権体制の確立を目指す景帝・武帝の政策上の意図が伏在していたことも事実であろう。しか

し、功臣層の有する特權の内容とその消滅の過程を制度史的な観点から検討してみると、そこには宗廟制度改革とそれに伴う列侯の性質変化という要因も認めることができる。筆者は前稿において、景帝期に民爵賜与が全国の民衆を兵役・徭役に従事させるための施策として確立し<sup>(42)</sup>、その末年には官爵賜与によって第九級五大夫以上の高爵が官秩六百石以上の官吏へ賜与されるようになったと論じたが<sup>(43)</sup>、こうした二十等爵制の再編成が宗廟制度改革の行われた景帝期に集中していることからすると、前漢初期から景帝・武帝期にかけて皇帝支配の正当性を支える諸制度が大きく変化した可能性を想定し得るのではないか。つまり、功臣層の消滅は景帝・武帝期における中央政界の変化のみならず、前漢の皇帝支配体制の根本的な変化を反映している可能性があるのである。

ただし、その変化の内実をさらに具体的に明らかにするには、武帝期以降の二十等爵制の展開について検討していく必要がある。すでに先行研究で論じられているように、宗廟制度は元帝期に天子七廟制が議論されたことによつて大きく変化することとなるが<sup>(44)</sup>、そのような儒教的国家理念の導入が二十等爵制にどのような影響を与えたのかが次なる問題となろう。その詳細については、別稿にて論じることとしたい。

## 註

- (1) 増淵竜夫「戦国官僚制の「性格」（初出一九五五年、一九五九年補筆。同氏『新版 中国古代の社会と國家』岩波書店、一九九六年所収）。
- (2) 李開元『漢帝国の成立と劉邦集團——軍功受益階層の研究』（汲古書院、二〇〇〇年）。
- (3) 『史記』卷一八高祖功臣侯者年表・索隱、『漢書』卷一六高惠高后文功臣表・顏師古注、汪越『読史記十表』（二十五史補編）所収）、梁玉繩『史記志疑』卷一一、張錫瑜『史表功比説』（『廣雅叢書』・『史学叢書初集』所収）、顧炎

武『日知錄』卷二六「漢書」、沈欽韓『漢書疏証』卷三、王先謙『漢書補注』卷二六など。

(10) 「以連敷從高祖破秦、入漢、以都尉定諸侯。功比朝陽侯。嬰死、子它襲功、用太中大夫侯。」

(11) 張錫瑜『史表功比說』。

(4) 「初以沛公總帥雄俊、三年然後西滅秦、立漢王之號、五年東克項羽、即皇帝位、八載而天下乃平、始論功而定封。」

(12) 「上已封大功臣二十餘人、其餘日夜爭功不決、未得行封。」

(5) 「使黃河如帶、泰山若厲、國以永存、爰及苗裔。於是申以丹書之信、重以白馬之盟、又作十八侯之位次。高后二年、復詔丞相陳平盡差列侯之功、錄弟下竟、臧諸宗廟、副在有司。」

(6) 梁玉繩『史記志疑』卷一、張錫瑜『史表功比說』が詳細に検討している。

(7) 「列侯畢已受封、及奏位次、皆曰、平陽侯曹參身被七十創、攻城略地、功最多、宜第一。上已橈功臣、多封蕭何、至位次未有以復難之、然心欲何第一。關內侯鄂君進曰、……(中略)：蕭何第一、曹參次之。高祖曰、善。於是乃令蕭何第一、賜帶劍履上殿、入朝不趨。」

(8) 「高祖以蕭何功最盛、封爲鄧侯、所食邑多。功臣皆曰、……(中略)：今蕭何未嘗有汗馬之勞、徒持文墨議論、不戰、顧反居臣等上、何也。」

(9) 謹炎武『日知錄』卷二六「漢書」も同様の観点から張良・陳平の位次の信憑性を疑う必要はないとする。

(10) 「高惠高后文功臣表・深澤侯趙將夕櫛に八年十月癸丑封。十二年、高后元年、有罪、免。二年、復封、二年薨。孝文後二年、戴侯頭嗣、八年薨。孝景三年、侯脩嗣、七年、有罪、耏爲司寇。中五年、夷胡侯以頭子紹封、二十一年、元朔五年薨、亡後」とある。なお、『史記』九年所収)。

(11) 「漢書」卷二六高惠高后文功臣表・深澤侯趙將夕櫛に八年十月癸丑封。十二年、高后元年、有罪、免。二年、復封、二年薨。孝文後二年、戴侯頭嗣、八年薨。孝景三年、侯脩嗣、七年、有罪、耏爲司寇。中五年、夷胡侯以頭子紹封、二十一年、元朔五年薨、亡後」とある。なお、『史記』九年所収)。

ではかなり記述が異なっているが、一度国除されてもそのつど紹封されている点は『漢書』と同様である。

(18) 「於是與平剖符、世世勿絕、爲曰牖侯」。

(19) 『史記』卷五四曹相国世家「以高祖六年賜爵列侯、與諸侯剖符、世世勿絕」。同卷五七絳侯周勃世家「賜爵列侯、與諸侯剖符、世世勿絕」。同卷九五樊噲列伝「更賜爵列侯、與諸侯剖符、世世勿絕」。同卷九五酈商列伝「賜爵列侯、與諸侯剖符、世世勿絕」。同卷九五滕公列伝「更食汝陰、剖符世世勿絕」。同卷九五灌嬰列伝「還、剖符、世世勿絕」。同卷九八傅寬列伝「剖符世世勿絕」。同卷九八靳歙列伝「剖符世世勿絕」。

(20) 「封爵之誓」が朱文の鉄券を割り、一端を功臣列侯に与え、一端を宗廟に保管するという方法で行われていたことについては、栗原朋信「封爵之誓」についての小研究

(初出一九五一年。同氏『秦漢史の研究』吉川弘文館、一九六〇年所収)、工藤元男「戦国の会盟と符—馬王堆漢墓帛書『戦国縱横家書』二〇章をめぐって—」(『東洋史研究』第五三卷第一号、一九九四年)など参照。

(21) 「二年春、詔曰、：（中略）：今欲差次列侯功以定朝位、臧于高廟。世世勿絕、嗣子各襲其功位。其與列侯議定奏之。丞相臣平言、：（中略）：列侯幸得賜餐奉邑。陛下

加惠、以功次定朝位。臣請臧高廟。奏可」。

(22) 金子修一『中国古代皇帝祭祀の研究』(岩波書店、二〇〇六年)第四章。

(23) 『漢書』卷七三韋賢伝附韋玄成伝に「廟、歲二十五祠」とあり、その顏師古注では如淳・晉灼が「二十五祠」の内容について詳細に論じている。

(24) 「孝景皇帝元年十月、制詔御史、蓋聞、古者祖有功而宗有德、制禮樂各有由。聞歌者、所以發德也。舞者、所以明功也。高廟酎、奏武德・文始・五行之舞。孝惠廟酎、奏文始・五行之舞。：（下略）：」。

(25) 『太平御覽』卷五九八契券条に引く『楚漢春秋』に「高帝初侯者、皆書券曰、使黃河如帶、泰山如礪、漢有宗廟無絕世也」とあり、「封爵之誓」の異文とおぼしき記述が見えるが、そこには高祖功臣列侯の侯国を宗廟とともに継続させていくべきことが記されており、本論で指摘した宗廟祭祀と「封爵之誓」との関係を傍証する。

(26) 「丞相臣嘉等言、：（中略）：臣謹議。世功莫大於高皇帝、德莫盛於孝文皇帝、高廟宜爲帝者太祖之廟、孝文皇帝廟宜爲帝者太宗之廟。天子宜世世獻祖宗之廟。郡國諸侯宜各爲孝文皇帝立太宗之廟。諸侯王・列侯使者侍祠天子、歲獻祖宗之廟。請著之竹帛、宣布天下。制曰、可」。

(27) 「始顯少爲諸曹、嘗從祠高廟、至夕牲日、乃使出取齋

衣。丞相吉大怒、謂其夫人曰、宗廟至重、而顯不敬慎、亡

吾爵者必顯也」。

(28) 顏師古注に「未祭一日、其夕展視牲具、謂之夕牲」と

ある。

(29) 清・沈欽韓『漢書疏証』卷三二下。

(30) 「酎金律、文帝所加。以正月旦作酒、八月成、名酎酒。

因令諸侯助祭貢金」。

(31) 酎金律の制定時期については、本論で引用した丁孚の

説の他、これを武帝期に求める張晏の説（『史記』卷一〇

孝文本紀・集解引三国魏・張晏注）があるが、その根拠は不明である。また、山田勝芳『秦漢財政収入の研究』（汲古書院、一九九三年）第六章第四節は、高祖期以来、諸侯王国・侯国に義務づけられていた献費が廃止され、王国・侯国の財政力が強化したことに伴い、その代替措置として文帝期に酎金律が制定された可能性を指摘している。しかし、山田氏はなにゆえ献費が酎金に代替されるようになつたのか、その理由を説明していない。

(32) 註（22）前掲金子氏著書を参照した。

(33) このような宗廟の機能については鷺尾祐子「前漢祖宗廟制度の研究」（『立命館文学』第五七七号、二〇〇二年）

が先行研究を踏まえて概説している。

(34) 註（33）前掲鷺尾氏論文。

(35) 『史記』卷九六張丞相列伝附申屠嘉列伝「（竇）廣國賢有行、故欲相之、念久之不可、而高帝時大臣又皆多死、餘見無可者、乃以御史大夫嘉爲丞相、因故邑封爲故安侯」。

(36) 「中二年、侯勝嗣、二十一年、坐不齋、酎爲隸臣」。

(37) 「前漢常以列侯忠孝敬慎者居之、後漢不必列侯也」。

(38) 景帝四年に南皮侯竇彭祖が奉常に就任して以降、武帝期の王臧・司馬當時を除いてこの官には必ず列侯が就任している。

(39) 「竇太后曰、皇后兄王信可侯也。：（中略）：丞相議之、亞夫曰、高皇帝約、非劉氏不得王、非有功不得侯。不行如約、天下共擊之。今信雖皇后兄、無功。侯之、非約也。

景帝默然而止。：（中略）：條侯果餓死。死後、景帝乃封王信爲蓋侯」。

(40) 「齊相卜式上書曰、臣聞主憂臣辱。南越反、臣願父子與齊習船者往死之。天子下詔曰、：（中略）：賜爵關內侯、金六十斤、田十頃。布告天下、天下莫應。列侯以百數、皆莫求從軍擊羌、越。至酎、少府省金、而列侯坐酎金失侯者百餘人」。

(41) 鎌田重雄「漢朝の王国抑損策」（同氏『秦漢政治制度

の研究』日本学術振興会、一九六二年所収)。

- (42) 拙稿「前漢における民爵賜与の成立」(『史滴』第二八号、二〇〇六年)。

- (43) 拙稿「秦・漢代の「卿」——二十等爵制の変遷と官吏登用制度の展開」(『東方学』第一一六輯、二〇〇八年)。

- (44) 元帝期における天子七廟制をめぐる議論とそれに関連する政治状況については多くの先行研究があるが、ここでは主たるものとして藤川正数『漢代における礼学の研究』

(風間書房、一九六八年)第一章、板野長八「前漢末に於ける宗廟・郊祀の改革運動」(同氏『中国古代における人間観の展開』岩波書店、一九七二年所収)、保科季子「前漢後半期における儒家礼制の受容——漢的伝統との対立と皇帝觀の変貌」(『歴史と方法三 方法としての丸山眞男』青木書店、一九九八年所収)、福井重雅『漢代儒教の史的研究——儒教の官学化をめぐる定説の再検討』(汲古書院、二〇〇五年)、註(22)前掲金子氏著書を挙げておく。

【表 1】高祖功臣位次一覽

位次	侯号	始封者	封年月日(B.C.)	国除年(B.C.)	
1	酈	蕭何	高祖 6 年 201	文帝元年	179
2	平陽	曹參	高祖 6 年 201	征和 2 年	91
3	宣平	〈張敖〉	高祖 9 年 198	呂后 2 年	186
4	絳	周勃	高祖 6 年 201	文帝後 2 年	162
5	舞陽	樊噲	高祖 6 年 201	景帝中 6 年	144
6	曲周	酈商	高祖 6 年 201	景帝中 3 年	147
7	魯	〈疵〉	高祖 6 年 201	呂后 5 年	183
8	汝陰	夏侯嬰	高祖 6 年 201	元鼎 2 年	115
9	穎陰	灌嬰	高祖 6 年 201	元光元年	134
10	陽陵	傅寬	高祖 6 年 201	元狩元年	122
11	信武	靳歙	高祖 6 年 201	文帝後 3 年	161
12	安國	王陵	高祖 6 年 201	元鼎 5 年	112
13	棘蒲	陳武	高祖 6 年 201	文帝後元年	163
14	清陽	王吸	高祖 6 年 201	元光 2 年	133
15	廣平	薛歐	高祖 6 年 201	景帝中 2 年／中 3 年	148／147
16	汾陰	周昌	高祖 6 年 201	？	？
17	陽都	丁復	高祖 6 年 201	景帝 2 年	155
18	曲城	蠱達	高祖 6 年 201	？	？
19	博陽	陳濞	高祖 6 年 201	景帝 5 年	152
20	梁鄒	武儒	高祖 6 年 201	元鼎 5 年	112
(21)	東武	郭蒙	高祖 6 年 201	景帝 6 年	151
22	劌成	周縲	高祖 6 年 201	？	？
23	都昌	朱軫	高祖 6 年 201	景帝中元年	149
24	厭次	元頃	高祖 6 年 201	文帝 6 年	174
25	成	董渫	高祖 6 年 201	景帝 7 年	150
26	故城	尹恢	高祖 6 年 201	呂后 3 年	185
27	阿陵	郭亭	高祖 6 年 201	景帝中 3 年	147
28	廣嚴	召歐	高祖 6 年 201	文帝後 7 年	157
29	河陽	陳涓	高祖 6 年 201	文帝 4 年	176
30	蓼	孔聚	高祖 6 年 201	元朔 3 年	126
31	費	陳賀	高祖 6 年 201	景帝中 2 年	148
32	平	沛嘉	高祖 6 年 201	景帝中 5 年	145
33	武彊	莊不識	高祖 6 年 201	元鼎 2 年	115
34	隆慮	周竈	高祖 6 年 201	景帝中元年	149
35	臺	戴野	高祖 6 年 201	景帝 3 年	154
36	蕡	呂	高祖 6 年 201	元鼎元年	116
37	海陽	搖母餘	高祖 6 年 201	景帝中 6 年	144
39	柳丘	戎賜	高祖 6 年 201	？	？
40	斥丘	唐厲	高祖 6 年 201	元鼎 5 年	112

41	高苑	丙倩	高祖 6 年	201	建元 3 年	138
42	樂成	丁禮	高祖 6 年	201	元鼎 5 年	112
43	宣曲	丁義	高祖 6 年	201	景帝 5 年	152
44	魏其	周定	高祖 6 年	201	景帝 3 年	154
45	昌武	單甯	高祖 6 年	201	元朔 3 年	126
46	絳陽	華無害	高祖 6 年	201	景帝 4 年	153
47	曲逆	陳平	高祖 6 年	201	元光 5 年	130
48	菌	張平	高祖 12 年	195	文帝 4 年	176
48	東茅	劉釗	高祖 6 年	201	文帝 16 年	164
49	復陽	陳胥	高祖 7 年	200	元狩 2 年	121
50	猗氏	陳邀	高祖 8 年	199	景帝 4 年	153
51	祁	繪賀	高祖 6 年	201	元光 2 年	133
52	鄆陵	朱濞	高祖 12 年	195	文帝 7 年	173
53	博陽	周聚	高祖 12 年	195	景帝中 5 年／元年	145／149
54	平定	齊受	呂后元年	187	元鼎 4 年	113
55	故市	閻澤赤	高祖 6 年	201	元鼎 5 年	112
(56)	襄平	〈紀通〉	高祖 8 年	199	元封元年	110
57	汁方	雍齒	高祖 6 年	201	元鼎 5 年	112
58	柏至	許溫	高祖 7 年	200	呂后 2 年／元年	186／187
59	辟陽	審食其	高祖 6 年	201	景帝 3 年／2 年	154／155
60	高京	〈周成〉	高祖 9 年	198	文帝後 5 年	159
61	安平	謫千秋	高祖 6 年	201	元狩元年	122
62	留	張良	高祖 6 年	201	文帝 5 年	175
63	南安	宣虎	高祖 6 年	201	景帝中元年	149
64	平棘	執	高祖 7 年	200	文帝 6 年	174
65	北平	張蒼	高祖 6 年	201	建元 5 年	136
(66)	高梁	〈酈疥〉	高祖 12 年	195	元狩元年	122
67	安丘	張說	高祖 8 年	199	元鼎 4 年	113
(68)	肥如	蔡寅	高祖 6 年	201	景帝元年	156
69	朝陽	華寄	高祖 7 年	200	元朔 2 年	127
70	彭	秦同	高祖 8 年	199	景帝後元年	143
71	清	空中	高祖 8 年	199	元鼎 5 年	112
72	彊	留勝	高祖 8 年	199	文帝 15 年／5 年	165／175
73	寧陵	呂臣	高祖 11 年	196	景帝 5 年	152
74	祝阿	高邑	高祖 11 年	196	文帝後 3 年	161
75	夷棗	赤／革朱	高祖 12 年	195	？	？
76	梧	陽成延	呂后元年	187	元狩 5 年	118
77	堂陽	孫赤	高祖 11 年	196	景帝中 6 年	144
78	甯	魏選	高祖 8 年	199	景帝 4 年／文帝後 4 年	153／160
79	張	毛澤	高祖 12 年	195	景帝中 6 年	144
80	紀	陳倉	高祖 12 年	195	景帝 3 年／2 年	154／155
81	棘陽	杜得臣	高祖 7 年	200	元朔 5 年	124

82	高胡	陳夫乞	高祖 6 年	201	?	?
83	陽河	?	高祖 7 年	200	?	?
84	龍	陳署	高祖 8 年	199	文帝後元年	163
85	下相	冷耳	高祖 12 年	195	景帝 3 年	154
86	堂邑	陳嬰	高祖 6 年	201	元鼎元年	116
87	新陽	呂清	高祖 6 年	201	元鼎 5 年	112
88	營陵	劉澤	高祖 11 年	196	呂后 6 年／7 年	182／181
89	廣阿	任敖	高祖 11 年	196	元鼎 2 年	115
90	戚	季必	高祖 12 年	195	元狩 5 年	118
91	枸	溫疥	高祖 8 年	199	景帝中 4 年／景帝 4 年	146／153
92	高陵	王周	高祖 12 年	195	景帝 3 年	154
93	武原	衛肱	高祖 8 年	199	景帝後 2 年	142
94	吳房	楊武	高祖 8 年	199	景帝後元年／3 年	143／141
95	繁	彊瞻	高祖 9 年	198	元狩元年	122
96	汾陽	靳彊	高祖 11 年	196	建元元年	140
(97)	磨	程黑	高祖 8 年	199	?	?
98	深澤	趙將夕	高祖 8 年	199	景帝中 3 年	147
99	宋子	許禡	高祖 8 年	199	景帝中 2 年	148
100	閼氏	馮解敢	高祖 8 年	199	元鼎 5 年	112
101	中水	呂馬童	高祖 7 年	200	元鼎 5 年	112
102	杜衍	王翳	高祖 7 年	200	元狩 4 年／5 年	119／118
103	赤泉	楊喜	高祖 7 年	200	呂后元年	187
104	涅陽	呂勝	高祖 7 年	200	文帝 5 年	175
105	穀陵	馮谿	高祖 12 年	195	?	?
106	甘泉	王竟	高祖 12 年	195	景帝 10 年（7 年？）	150
107	須昌	趙衍	高祖 11 年	196	景帝 5 年	152
108	長脩	杜恬	高祖 11 年	196	景帝中 2 年	148
109	昌	盧卿	高祖 8 年	199	景帝 3 年	154
110	平都	劉到	惠帝 5 年	190	景帝後 2 年	142
110	成陽	意	高祖 12 年	195	建元元年	140
111	平州	昭涉掉尾	高祖 11 年	196	元狩 5 年	118
112	土軍	宣義	高祖 11 年	196	元朔 2 年	127
112	壯	許倩	高祖 12 年	195	元鼎元年／5 年	116／112
113	郿	黃極中	高祖 12 年	195	元鼎元年	116
114	共	盧罷師	高祖 8 年	199	文帝後 4 年	160
115	開封	陶舍	高祖 11 年	196	元鼎 5 年／元狩 5 年	112／118
116	臨轅	戚鰐	高祖 11 年	196	元鼎 5 年	112
117	禾成	公孫耳	高祖 11 年	196	文帝 14 年	166
118	東陽	張相如	高祖 11 年	196	建元元年	140
119	陽義	靈常	高祖 12 年	195	文帝 12 年	168
120	軻	利倉	惠帝 2 年	193	元封元年	110
121	平皋	劉它	高祖 7 年	200	元鼎 5 年	112

123	汲	公上不害	高祖11年	196	元光5年	130
124	榮	陳錯	高祖8年	199	元鼎5年	112
125	中牟	單父聖	高祖12年	195	元鼎5年	112
126	戴	彭祖	高祖11年	196	後元元年	140
127	德	劉廣	高祖12年	195	元鼎5年	112
128	上邳	劉鄧客	呂后2年	186	文帝2年／元年	178／179
129	朱虛	劉章	呂后2年	186	文帝2年	178
130	衍	翟盱	高祖11年	196	元朔元年	128
131	愬陽	樂說	高祖11年	196	元狩5年	118
132	期思	賈赫	高祖12年	195	文帝14年	166
133	便	吳淺	惠帝元年	194	元鼎5年	112
134	義陵	吳程	高祖9年	198	呂后7年	181
135	桃	劉襄	高祖12年	195	元鼎5年	112
136	沅陵	吳陽	呂后元年	187	景帝後3年	141
137	陸梁	須母	高祖9年	198	元鼎5年	112

【表1】凡例

- 原則として『史記』の記述を参照。『漢書』を利用した部分については斜体で表記。
- 〈 〉は功績をあげた者が死亡した後、その子（母）が功績を引き継いで封侯されたことを示す。
- （ ）は梁玉繩『史記志疑』卷11、張錫瑜『史表功比説』に従って訂正したことを示す。

【表2】高祖功臣列侯に対する紹封

108	103		98	96	83	75							
		再々	再										
長脩		赤泉	楊喜				深澤	汾陽	陽河				
杜恬		高祖 11 年	高祖 7 年	呂后元年			趙將夕	斬彊	?	高祖 11 年	高祖 7 年	赤／革朱	高祖 12 年
							高祖 8 年	高祖 8 年	建元元年				
148				187					?		?	?	
陽平		臨汝	赤泉	更			深澤	深澤	江鄒	埠山			
杜相夫		楊無害	楊喜	趙胡			趙將夕	趙將夕	斬石	章	革式	文帝 2 年	
				呂后 2 年			呂后 3 年	文帝 14 年	元鼎 5 年	元鼎 4 年			
145	145	186	145	166	185	112	113	178					景帝中 4 年
元封 4 年 / 3 年		元光 2 年	景帝中 3 年	元朔 5 年	景帝中 3 年	太始 4 年	?						
107 / 108	133	147	124	147	?	93	90	146					

【表2】凡例

参考史料、表記方法、使用記号はすべて【表1】に準拠。  
第1位酈侯家は『史記』、第75位羹穀侯家は『漢書』を参照。